

第2回公社造林あり方検討会概要

■開催日時

平成30年(2018年)12月25日(火)13時00分～16時30分

■開催場所

- 1 現地調査 : 甲賀市信楽町黄瀬地先 (一社)滋賀県造林公社事業地
- 2 会議 : 甲賀市信楽地域市民センター 2A会議室

■出席委員

石川知明委員、川元麻衣委員、栗山浩一委員、高橋市衛委員、榑崎達也委員、根縫徹也委員、(全7委員、出席6委員)

■現地調査

- 甲賀市信楽町黄瀬(角子)事業地における事業実施概要を事務局、造林公社から資料に基づき説明

■会議議題

- 1 あいさつ
- 2 第1回検討会の意見について
- 3 公社造林の現状と課題について

- 「第1回検討会の意見について」「公社造林の現状と課題について」事務局から資料に基づき説明。

○会長：現地調査や前回の検討会の内容も含め、自由に御発言いただきたい。事務局から示された主な課題について、委員から広く御意見をいただき、今後検討すべき様々な課題や論点にしたいと思う。

○委員：現地調査した事業地や資料の林内状況写真では、主伐(抜き伐り)後、林内に丸

太が残っているが、この残材によって下層植生の生育が妨げられることはないのか。また、これらは活用できないのか。それから、隣接する他者の民有林と同時に伐採して、利益が生じたらその所有者の収益分を返すというスキームは考えられるか。

○事務局：事業地によっては、若干の残材が生じている。末口径が14cmより細い丸太は、林内に残している。枝葉が枯れないことで下層植生の発芽が遅れるため、下層植生の生育への影響はあると考えられるが、短期的なものである。このため、ある程度短く玉切りしているが、徹底は難しい。単価の高い太い材を中心に搬出するので、細材が残ってしまった。平成28年度のある事業地では、周囲に個人有の人工林があったので、受注者である森林組合が調整して、併せて伐採作業を行った実績はある。しかし、林相や林齢の違いがあると難しいため、条件の合う場合に限られる。

○委員：写真の事例を見ると、下層植生が旺盛に復活していない。前回の検討会も踏まえ、公社が最も優先することは公益的機能であり、下層植生が間伐した後にどれだけ復活してくるかが何よりも重要かと思う。理由としては伐採量が少ないことが考えられる。ヤブニッケイなど暗いところに生える木が入ってきているのは、十分に光が入っていないからではないか。また、10年後に下層植生が回復する可能性は、上層木が成長して林内が暗くなることを考慮すると非常に低い。補助金の要件があるので35%の間伐率を変えるのは難しいと思うが、植生を回復させるためにはもっと伐る必要があるのではないか。

○事務局：写真の事業地については、水気が多く下層植生が回復しやすい場所や、栄養価が悪いところなどいろいろな場所を撮っており、いい場所もあれば悪い場所もあることをお示ししている。おっしゃるとおり1回目と2回目の伐採では伐採率35%を予定しているが、補助金の関係で伐採率35%を超えて伐ることができなかった。2回目の伐採を終えた時点では、当初から60%程度を伐ることとなるので、その後は下層植生が回復してくると思っている。

○会長：まだ1回目の伐採ということもあるので、長期的にモニタリングをしないといけない。現段階ではまだ天然更新の可否の判断は難しいと思う。

○委員：2点申し上げるが、天然更新のために光が足りないことは明らかであるので、上層木が全てなくなった時にどういう林型に持っていくのか調査を進め、データを取りながら逐次方向性を決めていくのがよい。写真の中でササが入っているケースがあるが、ササが表面を覆ってしまうと植生が入らず、ササ林になる懸念がある。

○事務局：事業地の全てではないが、場所によってはササが入っている部分もある。

- 委員：場所によって特性があるので、臨機応変に対応していただきたい。もう一点は、条件が悪い事業地が伐採対象となった際に、入札等の参加業者がいない、あるいは不調になった場合、公社としてどう対応するのか。広葉樹林への誘導を考える等の方向性はあるのか。
- 事務局：入札等が不調になる理由としては、主に場所が悪いことと発注の時期が悪いことが上げられる。業務が同じ時期に重なった場合、業者が対応しきれないことがあるので、今年度は閑散期である3月に事業を発注したところ、不調にならなかった。また、条件が悪く道をつけられない事業地において、昨年度と一昨年度に事業を実施した際は、可能な範囲で道をつけた上で、自走式搬器による簡易な架線での集材や二段集材をかける方法で行った。この方法はコストがかかるが、金額面で業者と折り合いが合った場合は実施できる。県内に業者がいなければ、他県の業者も検討する必要があるかもしれない。また、広葉樹については、有用な樹種を残していくのが天然更新の一つの方法と考えているので、毎年しっかりと調査をしていきたい。調査をしながら事業地に適した方法を十分に検討した上で事業に取り組むことが非常に重要と考えている。
- 会長：架線集材ができる業者が県内に1者しかいないと伺ったが。
- 事務局：自走式搬器を使う業者は1者であるが、一般的な集材機を使用する業者は2～3者ある。その場合、伐採方法が皆伐になってしまうため、公社の事業を実施していただくのは難しい。
- 会長：そうした状況もあり架線集材を使わざるを得ない場所があるが、業者がうまく入らず不調に終わる可能性が高いということか。
- 事務局：そうです。可能な限り道をつけられる方法を探しながら事業を実施している。
- 会長：採算がとれない事業地は不採算林という位置づけになっているが、採算林であっても必ずしも業者が見つかる訳ではないということか。
- 事務局：採算林でも、現地に行くと搬出の面で厳しい状況のところがある。
- 委員：現地調査した場所は採算性のよいところだが、伐採業者がプロポーザルで参加者が一者だけと伺った。普段からそうした条件のよい場所でも一者だけなのか。
- 事務局：その事業地を発注した際は、信楽地区だけで事業を4か所出しており、複数の業務が同時期に重なったため一者となった。他の業務がなければ複数の業者が参加する可能性もあったと考えている。
- 委員：県産材は他県と比べて15%程価格が高い。他県と競争をしていく中で、コストダ

ウンのために伐採業者も工夫をしているのではないか。

○事務局：県内において公社は比較的早く伐採事業を開始しており、これから他の民有林でも本格化していくと考えている。よって、まだ低コスト化を図る段階にはなかったため、今後は経験を積みながらより良い作業システムの構築等、低コスト化に向けた取組が必要になると思っている。

○委員：伐採業者を県外からも募ることは検討しているのか。

○事務局：業者の数が少ないと入札等が不調になることがあるので、県外の業者に依頼する可能性も否定しない。県外業者もそれぞれの地域の業務があると思うが、早い時期に伐採計画等の情報提供をすれば参加いただくことは可能と考えている。しかし、県内林業の振興という観点を考慮すると、どちらを優先するか難しいところがある。

○委員：県内で業務が回るのであればその方がよいと思う。木材需要者が必要な時に確実に材を入手できるよう、先々の供給見通しを5年先ぐらいまで示すと、使う側も計画的に事業量を考えられるのではないか。

○会長：造林公社は資源の状況を把握しやすいと思うので、5年ぐらい先を目指していつどれくらいの材が出せるという情報を出して、できるだけ県内で使ってもらえるよう工夫をすればよいかと思う。

○委員：発注方法のところでプロポーザルとあるが、プロポーザルは滋賀県では随意契約なのか。一般競争入札に提案を加えた入札型というのが普通ではないか。ここで言う随意契約とは、複数者が参加するのではなく一者だけと契約するという意味か。

○事務局：複数者が参加される。

○委員：意味合いとしては競争入札ではないのか。

○造林公社：プロポーザルの提案を複数者が出してきて、その中からよい提案をした業者を選定し、その業者と見積もり合わせをして随意契約をする。

○事務局：随意契約には一者随契と複数者随契と2種類あり、特別な技術が必要な場合等には一者随契をするが、通常は集材技術や方法等が事業体によって異なるので、そうした点を提案してもらい、有利な業者を選定していく作業をプロポーザルとしている。

○委員：一般競争入札の場合は、1㎡当たりの単価契約をするのか。

○事務局：いえ、面積や量、伐採率等は仕様書で決めているので、その範囲で費用と収益の総額がそれぞれいくらになるか提案いただいている。

○造林公社：一般競争入札は費用だけで、プロポーザルは両方提案してもらう。

- 委員：動力階層別製材業者数において、75kW未満の業者がほとんどで、それ以上大きな業者は少ない。75kW未満であれば年間500～600 m³の生産量しかない。300～1,000kW未満とそれなりに大きい業者が県内に2件あるが、これはどれくらいの規模か。300kWだと生産量は年間約4,000 m³で、1,000kWになると約2万m³の工場になるので、規模が全然違う。
- 事務局：一者はプレカット業者で、あとはチップ業者である。
- 委員：製材業者ではないのか。承知した。
- 会長：県内に大きな製材業者がないということで、県内で材を使用するのが難しい状況があるということか。
- 事務局：年間生産量が500 m³～600 m³の業者がほとんどである。理由としては、建築業や不動産業、木材の小売業等と兼業をしている業者がほとんどで、専門の製材業者は非常に少ない。そうした方が300kW未満に入っていると思う。
- 会長：特に乾燥機を有した業者が数者しかいないというのはかなり厳しい。これから材を出していくという時に乾燥をしっかりしていく必要があるので、小規模で乾燥機もない事業者はこれから厳しいと思う。これは造林公社の検討会ではあるが、県としてそこも視野に入れながら考えていく必要がある。
- 委員：原木の売り先の決定は、受注した業者ではなく公社が行うのか。素材生産業者の仕事は、仕様のとおり伐採し中間土場まで運搬するまでで、そこから先は公社の判断になるということか。
- 事務局：そうです。
- 委員：モニタリング調査はもう始めているのか。
- 事務局：始めている。この資料で出しているものである。
- 委員：写真ではシダに覆われているように見えるが、シダに覆われると下層植生が育たなくなることがある。写真は一部分だが、全体的にはどういう状況か。モニタリング結果は数字で出ないのか。
- 事務局：公社では、観察する点だけを決めてそこから見える範囲をモニタリングしている。その中で写真を撮りながら下層植生の状況等を確認している。詳細な調査については県で実施しており、それと併せてモニタリングを実施している状況。
- 会長：具体の調査というのは公社ではなく県がしているのか。
- 造林公社：この写真は公社で撮っているが、プロットでの植生調査は琵琶湖環境科学研

究センターで行っている。

○会長：専門家による調査も行われているのか。

○事務局：そうです。しかし、全事業地の調査はしていないため、公社では毎年伐採後の事業地の写真を撮影して現地の状況を確認している。

○会長：全てではないが、いくつかの場所では専門家による調査も行われているのか。天然下種更新は技術的に難しいところがあるので、専門家の方に見ていただいて、本当に十分できているか、時間をかけて検証する必要がある。

○委員：選木について、伐採の収益性と残存木のバランスを考慮して選択とあるが、具体的にどういう方法でされているのか。県産材が利用される取組の中でCLTの話があったが、CLTに利用するのはC材か。C材は利益が多く出ないので、A材が活用される仕組みを考えるのであれば、マイホームに県産材を使用したら補助金が出るような制度が必要かと思う。

○事務局：選木について、よい木がある場所から固めて伐ってしまうとバランスが悪くなるため、そうした点を見極めながら伐採するという意味で、バランスも考慮するとしている。県産材の利用について、CLTで使っているのはB材という合板材やラミナ材で、材価としては大体1㎡当たり8,000~9,000円程度である。公社がB材として販売した材を利用していると思う。CLTの原板を作る時、通常はツインソーという2本のソーがある機械を使用するが、滋賀県内ではその機械を一者しか持っていないため、他と比較してコストがかかるという問題がある。他県の大きな会社で作ると、CLTの原板だけで1㎡当たり大体3万円程であるが、県内では4~5万円程かかってしまう。材価が上がるのではなく、手間賃が上乘せられて製品価格だけが上がる状況が起きている。また、県産認証材を使用した家に対する補助金について、県内でびわ湖材という県産材を使っていた場合は、7.5㎡以上15㎡までは1軒当たり30万円、それ以上であれば40万円を補助している。

○委員：CLTは利益という面ではすごく小さいということか。

○事務局：県内にCLTを作っているところがないため、そこに大きな問題がある。一番近い工場でも岡山県にあり、運賃がかかる分、製品価格は高くなる。工場が一つ県内にできればよいという話もあるが、需要が相当量ないと工場としては続かないため、そこは県内だけでは簡単に解決できない。

○会長：B材に関しては、CLT工場は岡山県にしかなく、合板工場は近くでも舞鶴にし

かない状況で、県内に全く加工するところがない。県産材の生産から加工を県内で一貫してできないという問題があるのか。

○委員：CLTは材を多く使用するが、これを公共建築等に使われると、一般住宅に対するA材の供給が完全に止まってしまうという問題もある。

○会長：選木について、現在は伐採の収益性という観点から間伐材を選び、残った木を後々伐採していると思う。まだ収益性だけが中心だと思うが、将来的にどの木を残すかについては、例えば天然下種更新や生物多様性等をコンポーズしながら考えなければいけないと思う。海外、特にアメリカでは、生物多様性を維持していくためにどの木を残すべきか、という研究が盛んに行われている。こういった概念は、Retention Forestryと呼ばれており、日本語では保持林業と呼ぶが、そういったものが徐々に提案されてきて、これから本格的に国内でも普及していくと思っている。

○委員：そもそもの話になるが、4回に分けて伐採ということについて、これはもう変えられないのか。

○事務局：4回の伐採は長期経営計画において決めている。会社にとって収益性が非常に重要で、1回目、2回目については補助金があることも含めて、ある程度収益が確保できると考えている。しかし、3回目において補助金が無くなった時に、伐採をした収入で費用を全て賄うのが難しいという問題もある。

○委員：伐採率30%というのは補助金に関係していると思うが、更新伐の場合は伐採率が50%である。公社の事業地は場所によってはよい場所があり、また、伐採のコストや間伐では光が十分でないことを考慮すると、更新伐で光を入れる方策も考えてはどうか。

○事務局：3回目以降の伐採において、収益を確保するのは厳しいと考えている。例えば公益的機能や林地保全も考慮して、3回目の伐採を見送り、4回目の伐採において更新伐を実施する方法も考えられる。しかし、長期計画の中では造林木を全て伐採することとしているため、そこを変更するのは非常に難しいことだと思っている。

○会長：経営的に成り立たない場合に3回目、4回目の伐採は難しくなることはよく分かるが、分収契約があるので所有者が納得されるかが懸念される。そこはどうお考えか。

○事務局：所有者からすると、後の手間を考えれば木が全部無くなってしまふよりは一部残してくれた方がありがたいという話はある。全員がそのような意向ではないが、何人かに話を伺った際にそうした意見の方もおり、所有者の方も高齢の方が多く、「最後に伐る時に私はいないので分からない」という話も伺っている。

- 会長：その他今回の話に限らず第1回の検討会の内容も含めて御意見があればどうぞ。
- 委員：課題がたくさんある中でも優先順位があると思うが、それはどこか。県内の伐採業者が少ないことか。他県でも業者や就業者が少ないという話はよく聞くが、滋賀県程ではない。本当に困っていることだと感じる。
- 事務局：今後事業量が増えていく中で、請負業者がいないと事業を進められない。その積み残しが増えていけば、計画どおりに事業ができない状況に陥ってしまう。平成27年度から伐採を開始し、最初は事業量が少なかったので問題はなかったが、今後はどんどん増えていく予定である。事業量のピークは、2回目に伐るタイミングと新しい1回目が重なる時期になると思っている。その時に業者がいなければ1回目も2回目も予定どおりに伐れない。補助金を受けるためには年齢等の受給要件があるので、そこから外れてしまうと補助金がもらえない等の課題もある。県でも人材育成について検討しているが、そこを着実に進めていかないと、今後非常に厳しくなると思っている。
- 会長：そういう状況の中で、これは公社造林のあり方検討会であるが、人材育成等も密接に関連しており、公社だけでは対応できない状況である。県としてこの問題に対処していかなければ、公社の問題は解決できないというのがよく分かると思う。県においてもこの問題は非常に重要な課題だという認識はあると思っている。他に意見はよろしいか。それでは、以上で本日の議事は全て終了した。事務局にお返しする。
- 事務局：以上をもって第2回公社造林あり方検討会を終了する。

〔16時30分 閉会〕